



失業救濟土木事業の

能率と建築線突出建築物除却の

方法に依る道路の新設擴築

東京府内務部長 菊 池 慎 三

第一 失業救濟土木事業の能率に就て

年末及年初の所謂勞働霜枯季節に於ける自由勞働者失業救濟土木事業は兩三年來の試驗的施設

の結果將來に亘る恒久的施設ミならうミして居る。所が此の如き失業救濟施設ミしての土木事業は、元來職業紹介の當局者が所謂自由労働者の要求處遇に苦しんだ末の試験的施設ミして始められた形があるが失業救濟方法ミして土木事業が選ばれるとは、古今東西屢々見る所である。従つて失業救濟施設は一般土木事業執行の局に當る者は、決して之を所管外ミして看過すべきものではない。事業執行の方法が從來の例に従つて直營又は請負ミし直營の場合でも労力の供給は從來の如く親方請負者を經由する事が無難であり便利であり従つて單なる土木行政の立場から此の方法に依りたいミ考がへるであらう。併し若し同時に失業救濟ミ云ふ重大なる社會政策上の效果を收め得られるならば、夫は所謂一石二鳥の最も好ましい事柄である。今日は正に兩三年間の試験的施設の成績を考查するに熟した時期であらうミ思ふ。右の考で昨年十二月東京市長の職務を管掌した當時恰かも昭和二年度失業救濟土木事業を始める際であつたので私は關係部局に若干の調査を求め、且失業救濟土木事業の便否に付て意見の交換をしたのであつたが、大なる不便を感じないミ謂ふ話であつた。唯事業の選擇竝一箇所に於ける從業者數の安排從業者統御のこと等に注意すべき點があるミ云ふ様なこミであつた。一體年末年にかけて自由労働力が過剰状態になるミ云ふこミが恒例であるならば、成るべく此の季節を選んで事業に着手することは、一般公共事業の執行に付て宜を得たものであるミ思ふ。『子曰く千乗の國を道むるには、事を敬みて信用を節して人を愛し民を使ふに時を以てす。』所謂民を使ふに時を以てするの趣旨を推せば、土木事業執行の時期を選ぶべきは當然である。官公の事業執行の任に當る者は、單に其の完成のみを目標ミすることなく、完成の方法

如何が國家社會一般に及ぼす影響をも考慮しなければならない。失業を救濟するには相當なる賃銀を支拂へば足りる。社會事業なるが故に敢て賃銀を多額に拂ふ必要はない。經濟界の狀況に鑑みて相當なる賃銀を決定すべきである。勞力の請負供給の場合、勞力の直接使用の場合、は監督費を斟酌して若干の差等を設けて然るべきである。不熟練勞働訓練なき結束なき烏合の自由勞働者の能率が不十分であれば監督し訓練して能率を高からしむべきである。而して私は敢て所謂失業期間に拘らず平時の土木事業の場合に於ても勞力の請負供給と勞力の直接使用とを適當に選擇すべきであると思ふ。勞働問題の見地からも請負供給者は兎角搾取者と見られ、亦其實が往々にして然るのである。訓練なき不熟練勞力を適當に使用するに付ては職業紹介の當局者など、連絡協調して其の不便を感じない様に進めて行くべきであらう。次に私が調査を求めた所の東京市各事業部局の失業救濟土木事業の能率調査表を掲げる。此の調査を總括するに失業救濟事業として實行せずして、若し普通請負に附する場合に於ては、大體八分三厘位工事費が節約し得られる。即失業救濟事業は失業救濟なる別箇の目的を附隨する爲一割足らずの不經濟となる。尤も失業救濟事業の場合は、やかましい起債も迅速に認められるし、殊に賃銀の半額は國庫から補助があるので、公共團體としては、差引大に儲かる計算である。が私は將來に於ては此の一割足らずの差異も次第に減少せしめて、失業救濟施設としても普通請負の方法に依りても略々同額の工費で済む如く工夫すべきであり、且漸次其の方向に進むべきであらうと思ふ。

事業費目	工事名	本郷區根津八重垣 町道路築造工事	失業救済費 金額
(道路課)	下水道費	赤坂近改良工事 田中町附	五九、八一四
(河港課)	財產費	赤坂近改良工事 田中町附	七五、〇一七
(地理課)	芝浦第一號埋立地 内道路築造工事	近谷坂下 大塚坂下	五七、三六五
左岸護岸改築工事	小石川區 町附近改良工事	六〇、六三一	五四、六一四
外濠筋一ツ橋	麻布區新網町	三〇、四〇七	六八、四八四
深川區濱園町埋立	牛込區早稻田鶴巻 町附近改良工事	八、六二六	五五、三五一
河川筋小石川橋際 在岸整理	芝浦第一號埋立地 内道路築造工事	一四四、九〇〇	二七、七五九
赤坂區北町二丁目間 鐵道連絡工事	神田川 左岸護岸改築工事	三六、二八〇	七、八七四
	外濠筋一ツ橋	三六、二八〇	五七、七三一
	深川區濱園町埋立	一六、八二〇	同
	河川筋小石川橋際 在岸整理	一五、一三八	同
	赤坂區北町二丁目間 鐵道連絡工事	三三、〇〦〇	同
	河川筋小石川橋際 在岸整理	三三、六五二	同
	河川筋小石川橋際 在岸整理	二一、一割	同
	河川筋小石川橋際 在岸整理	一割	同
	河川筋小石川橋際 在岸整理	一割七分九厘	同
	河川筋小石川橋際 在岸整理	二分一厘	同

合計

水道
工事
鐵管

日本橋區元大工町間 通二丁目間	九、九三五	二分四厘
芝區三田四國町	二五、六五三	二分一厘
日本橋區本船町間 佐間町間	二二、七六一	二分一厘
千駄ヶ谷町 鐵管補強工事	九、〇三二	二分五厘
日本橋木自ノ二 材木町至ノ一九間	八、八一二	一分六厘
鐵管敷設工事	三五、四二六	一分六厘
京橋區富島町三番地 鹽町一七番地	九、七八一	二分四厘
同上 附帶工事	九、七三九	二分四厘
自下谷區龍泉寺町合間 至淺草區田中町四分間	二九、一〇〇	三分
鐵管敷設工事	二八、二三〇	一分六厘
排水口新設工事	一九、四八七	一分六厘
附屬器具室內泥 掃除並塗替	一六、六八二	一分六厘
掘上及在庫鐵管類掃 除並置場整埋	一五、八八四	一分六厘
水引栓調理	九、〇二九	一分六厘
索給工具書	六五	一分六厘
一、二九三、一〇八	七一	一分六厘
一、一八六、五一九	六五	一分六厘
八分三厘	八分四厘	一分六厘

第二 建築線突出建築物除却の方法に依る道路の新設擴築

道路の新設擴築を遂行するに付ては、計劃用地の取得及地上物件の取拂を必要とするが其の方法は土地收用法、都市計畫法、耕地整理法等の規定に依るものであるが、市街地に於ては市街地建築物法令の活用に依るの捷徑もある。建築線の強力なる效果として建築線内に於ては將來建築を禁止する。而して道路の新設擴築の計畫があり、之を告示すれば建築線たる效果を生ずるのであるから、將來に亘つて道路計畫用地内には未建築地として保留せられ、道路の新設擴築を容易ならしめる偉大なる效果を發生する。併しながら法施行以來日尙浅いせいもあり、私は未だ此の偉大なる計畫道路の建築線の效果が發揮せられ、道路の新設擴築が實現せられた顯著なる事例を承知しない。都市計畫法適用都市に於ては所謂道路綱計畫の決定が漸次行はれてゐるので、將來に於ては此の偉大なる計畫道路建築線の效果が發揮せられて所謂公費を投ぜずして適當なる道路の實現を見ることが出來やうと思はれる。私は將來に囁望するの外は無い。

更に私は建築線の效力發生前既存の建築物の除却に付ても市街地建築物法の活用を提倡したい。甚だ遺憾とする所は之に關する法文の甚だ難解であり、從來未だ曾て適用せられたこともなく、且之を適用する模様の無い事である。私は先づ關係條文を掲げる。
市街地建築物法第十八條第一項及第三項本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセば本法又ハ本

第三建築線の指定又は變更三基モ建築物ノ主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合
同第十八條市街地建築物法第十八條第二項ハ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生スベキ損失ニ
限ルノ事ハ、本件に於ける如きの事例では、建築物の主要構造部を除却する事は、建築物の
同第十九條前二條ハ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ市街地建築物法第十八條第一項ノ措置ヲ命セ
テラレタル者之ヲ命セラレタル日ヨリ起算シ三月以内ニ之ヲ爲スコトヲ得ル。但し、本件
建築線の指定又は變更殊に計畫道路の告示があつて建築線の效果を生じた場合に於て從來存す
る建築物は其の建築物が其の後新に建築せられたりさせば建築線を突出するもので法第九條に違
反するが故に從來存する建築物に對し行政官廳は相當の期間を指定し除却其他必要なる措置を
命ずることが出来る。建築線に依る建築物除却の場合は極めて重要であり且頻繁に適用あるべき
場合であるに拘らず法第十八條の法文では例示せられないで單に其の他の場合に包含ある云ふ
ことは、立法技術の甚だ拙劣なものであつて法令を難解に陥るれ實際に活用するに不便を來すので

ある。補償義務の有無及補償金額は補償審査會裁定する。之が圓曲なる運用は土地收用法の場合
と同様にすることも出来るが、市街地建築物法令は計畫道路上の既存建築物に對し、端的に建築
線を突出する建築物なるの故を以て、期間を指定して除却命令を發して、建築物除却を強行し得しめ
る。換言すれば建築線を侵して居る建築物の切捨御免である。唯之に依つて通常生ずる損害は其
の權利者の請求に基き補償審査會の裁決に従つて補償すれば足りる。高壓的ムツソリニー式であ
るが、公共事業遂行上極めて強力であり直截簡明であり實行容易である。國法が認容する此の執行
方法を當該官吏吏員が斷行することを憚るべき理由は無い。土地所有權は別に收用方法を講ずる
丈けのことである。而も道路の新設擴築に因る受益者負擔金で相殺することが出来る。東京に於
ては建築線突出建築物の除却を命じ得る行政官廳は市街地建築物法施行の權限を有する警視廳で
あるから、道路管理者と異なる爲多少實行上の不便があるが、道府縣に於ては土地收用法に依るに比
して却て施行上の便宜があらうと思はれる。殊に補償審査會は會長は地方長官で收用審査會と同
様であるが關係各府縣高等官學識經驗ある者の外に、特に補償金を負擔する市町村の吏員及市町村
會議員を充て得る點に於て組織宜しきを得て居る。今日まで市街地道路の新設擴築に當つて建築
物法に基いて建築物の除却を命ずるの事例を聞かない。補償審査會も未だ成立したものが無い。
市街地建築物法令の規定を活用して計畫道路内の式建築物除却處分を斷行することは路局政者も時
に考究して運用の妙を發揮したらよからうと思ふ。誰が此の先陣を務めるか、誰が路政の新局面を
展開して行くであらうか。